

## りそな企業年金研究所

## 企業年金ノート

## 目次

【本題】	厚生年金基金をめぐる昨今の諸情勢について	……………P1
【コラム】	老齢厚生年金の支給開始年齢引上げと支給繰上げ	……………P7

厚生年金基金をめぐる昨今の諸情勢について  
～ AIJ問題および有識者会議報告を受けて ～

## 1. はじめに

本年2012年はわが国で企業年金制度が法制化されて50周年という節目の年ですが、AIJ投資顧問による多額の年金資産消失問題が発覚して以降、企業年金制度、とりわけ厚生年金基金制度のあり方が大きく取り沙汰されています。与野党による検討・報告、有識者会議の設置・報告、パブリックコメントの実施・制度改正の施行、および厚生年金基金の廃止方針の明示など、目まぐるしい動きをみせています。

そこで今回は、本年2月以降の厚生年金基金をめぐる諸情勢について振り返りたいと思います。

## 2. 事件発覚から有識者会議設置までの経緯

2012年2月24日、AIJ投資顧問による多額の年金資産消失問題が一部メディアで報じられ、同日付で金融庁はAIJ投資顧問に対し1ヶ月間の業務停止命令および業務改善命令を発出しました。これを受け、民主党が党財務金融部門の下に「年金積立金運用のあり方及びAIJ問題等検証ワーキングチーム(WT)」を設置したほか、3月14日には厚生労働省が「厚生年金基金等の資産運用に関する特別対策本部」(後に

＜表1＞ AIJ問題発覚以降の経緯

月日	主な経緯
2月 24日	AIJ投資顧問に対し1ヶ月間の業務停止命令・業務改善命令が下される
3月 1日	民主党「年金積立金運用のあり方及びAIJ問題等検証ワーキングチーム(WT)」設置
5日	厚生労働省「AIJ問題対策特別プロジェクトチーム」設置(同月14日に特別対策本部に統合)
14日	厚生労働省「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する特別対策本部」設置
	自民党「AIJ問題に関するプロジェクトチーム(PT)」設置
23日	証券取引等監視委員会によるAIJ投資顧問およびITM証券への強制捜査 AIJ投資顧問への金融商品取引業者登録の取消処分、ITM証券への業務停止命令
4月 13日	厚生労働省「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」設置
24日	民主党WT「AIJ問題再発防止のための中間報告」を取りまとめ
6月 13日	自民党PT「AIJ問題に関するプロジェクトチーム提言(案)」を取りまとめ
19日	AIJ投資顧問およびITM証券の社長・役員らを詐欺容疑で逮捕
7月 6日	厚生労働省「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」報告書を公表
13日	厚生年金基金の資産運用規制見直しに係るパブリックコメント実施(8月20日まで)
27日	厚生年金基金等の財政運営ルール見直しに係るパブリックコメント実施(8月27日まで)
8月 29日	AIJ投資顧問に資産残高のある厚生年金基金における特例的扱いに係る通知の発出
9月 26日	厚生年金基金の資産運用規制見直しに係る改正省令・通知の公布・発出
	厚生年金基金等の財政運営ルール見直しに係る改正通知の発出
28日	厚生労働省特別対策本部(第7回)において厚生年金基金の廃止が明記される

(出所) 各種資料を基に、りそな企業年金研究所作成。

「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する特別対策本部」に改称)を、自民党が「AIJ問題に関するプロジェクトチーム(PT)」をそれぞれ設置しました。同日に開催された特別対策本部第1回会合では、この問題について有識者会議を設置し、そこでの検討結果を踏まえて改革案をとりまとめることが確認されました。これを受けて、企業年金の資産運用規制および財政運営の両面からこれまでの施策を検証し、今後の在り方について幅広い観点から議論を行うことを目的に、「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」(以下「有識者会議」)が4月13日に設置されました。

### 3. 与野党における検討チームの報告・提言

民主党WTは4月24日、「AIJ問題再発防止のための中間報告」を取りまとめ、厚生年金基金制度については一定の経過期間を設けたうえで将来的に廃止すべきと提言しました。具体的には、厚生年金基金には、①解散するか、②代行資金を返済したうえで確定拠出年金ないし確定給付企業年金に移行するかを選択させるべきとし、その際は、中小企業の退職金・企業年金の普及の観点から、企業年金の規制緩和等の検討を併せて行うべきとしています。

一方、自民党PTは6月13日に「AIJ問題に関するプロジェクトチーム提言(案)」を取りまとめました。本提言では、厚生年金基金の代行制度に関して、各厚生年金基金に、①代行継続、②代行返上、③基金解散、の3つの選択肢から選択させ、②および③の際の移行期間を最長10年に設定するとしています。また、代行割れ等により財政が劣化している基金の解散に際しては、「第二減額責任準備金」の適用やいわゆる「あるだけ解散」の容認についても言及しています。

### 4. 「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」報告について

有識者会議では、「資産運用規制の在り方」「財政運営の在り方」および「厚生年金基金制度等の在り方」という3つの大きな論点に沿って8回にわたり審議を行い、7月6日に最終報告を取りまとめました。最終報告の概要は、以下のとおりです。

#### (1) 資産運用規制の在り方

資産運用規制については、資産運用の手法が多様化・複雑化し、金融市場の変動幅も大きくなっている情勢を勘案し、①受託者責任の明確化および再徹底、②資産管理運用体制の強化、③外部の専門家等による支援体制や行政によるチェック機能の強化を柱とした見直しが打ち出されました。また、企業年金行政を所管する厚生労働省と金融行政を所管する金融庁等との連携強化の必要性についても言及されました。

具体的な見直しの方向性としては、①については「政策的資産構成割合(基本ポートフォリオ)の策定義務化」「集中投資についての方針の明確化」「資産運用業務報告書の記載事項および様式の見直し」等が掲げられるとともに、忠実義務の徹底の観点から「国家公務員倫理規程に準拠した基金役職員の倫理規程の制定」が提言されました。また、②については、「運用受託機関の選任・評価に関する項目の追加」「代議員会等に開示すべき事項の追加」「資産管理運用業務に携わる基金役職員に対する資産運用関連研修の受講義務化」が、③については「資産運用委員会の人員強化および報告」「運用コンサルタントの要件および利益相反関係の確認」および「行政による事後チェックの強化」がそれぞれ掲げられています。

#### (2) 財政運営の在り方

財政運営については、まず「予定利率の在り方」について、予定利率引下げに伴う掛金上昇についてはできるだけ平準化するなど、予定利率を引下げやすくする方策を検討すべきとされています。

「給付の引下げの基準の在り方(積立不足への対応)」については、給付減額基準の緩和に関する一定の方向性は示されず、「理由要件、手続要件および一時金受給の選択肢の提供について緩和すべき」という賛成意見と、「上乘せ部分の給付は賃金の後払的性格を有しており、安易な引下げを行うべきではない」とする反対意見との両論が併記されました。

「解散基準の在り方」については、公的年金である代行部分の毀損を防ぐ観点から、財政健全化の見込みが立たない場合には、解散基準の緩和や指定基金制度と組み合わせた解散命令の機動的な発動など、解散を促す措置も必要であるとの見解が示されました。ただし、解散にあたっては、「加入者および受給者との合意を前提とすべき」「他の企業年金制度への円滑な移行に配慮すべき」などの意見があるほか、企業年金連合会が実施している支払保証事業についても強化論と慎重論がそれぞれあることから、具体的な検討は審議会等に委ねる形となりました。

<表 2> 有識者会議報告における見直しの方向性

論 点		見直しの方向性
資産運用規制の在り方	受託者責任の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○分散投資の徹底                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策的資産構成割合（基本ポートフォリオ）の策定義務化</li> <li>・「特定の運用受託機関の特定商品に対する集中投資」に関する基金としての方針の明確化</li> <li>・運用基本方針の行政への届出義務化、資産運用業務報告書の記載事項・様式の見直しおよび行政監査等への活用、厚生年金保険被保険者全体への情報開示</li> </ul> </li> <li>○忠実義務の徹底                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・国家公務員倫理規程に準拠した基金役職員の職務に関する倫理規程の制定</li> </ul> </li> </ul>
	基金の資産管理運用体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運用受託機関の選任・評価                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の受託者責任ガイドラインの充実化（定性評価項目の充実、オルタナティブ投資に係るチェック項目の増加など）</li> </ul> </li> <li>○基金のガバナンス・情報開示                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・代議員会、加入員および事業主等による資産管理運用業務の執行状況のチェックの強化</li> <li>・基金の監事監査規程の見直し、監査結果の代議員会への報告義務化</li> </ul> </li> <li>○資産管理運用業務に携わる役職員の資質向上                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・基金の資産運用関係者に対する、資産運用関連研修の受講義務化</li> <li>・代議員会等への取組状況の報告</li> </ul> </li> </ul>
	外部の専門家等による支援体制や行政による事後チェックの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資産運用委員会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的知識・経験を有する有識者等を資産運用委員会の構成員に追加</li> <li>・資産運用委員会の会議録の作成・保存、理事会・代議員会への報告</li> </ul> </li> <li>○運用コンサルタント                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用コンサルタントの契約要件の厳格化</li> <li>・運用コンサルタントと運用受託機関の利益相反関係の確認</li> </ul> </li> <li>○行政による事後チェックの強化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省の監査要綱の見直し</li> <li>・上記監査結果の代議員会への報告</li> </ul> </li> </ul>
財政運営の在り方	予定利率の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○予定利率の引下げに伴う掛金引上げについて、できるだけ平準化し、予定利率を引き下げやすくする方策を検討。</li> </ul>
	給付の引下げの基準の在り方（積立不足への対応）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給付減額については、両論併記。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「理由要件」「手続要件」および「一時金受給の選択肢の提供」などについて緩和する方向で見直すべき。</li> <li>・上乘せ部分の給付は賃金の後払い的性格を有しており、安易な引下げを行うべきではない。</li> </ul> </li> </ul>
	解散基準の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○解散基準の緩和や、指定基金制度と組み合わせつつ一定の要件を定めて解散命令を機動的に発動していくことなどが考えられる。</li> </ul>
厚生年金基金制度等の在り方	代行制度の今後の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○代行制度の今後の在り方については、両論併記。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的年金の保険料引上げや年金積立金の減少につながるリスクを持つ以上存続させるべきではなく、一定の期間をおいて廃止すべき。</li> <li>・中小企業の企業年金を維持するとの観点から維持すべき。</li> </ul> </li> </ul>
	代行部分の財政運営の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○最低責任準備金の在り方                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・代行給付費の計算に当たって用いられる係数（0.875）を見直す必要がある。</li> <li>・「期ずれ」および給付現価負担金の交付基準については、言及のみ。</li> </ul> </li> <li>○代行割れ問題への対応                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・モラルハザードの防止に留意しつつ、特例解散における現行の納付額の特例措置や連帯債務の仕組みを見直すことを検討すべき。</li> </ul> </li> </ul>
	中小企業の企業年金の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給付設計の弾力化や制度運営コストの低減を図るための規制緩和や税制改正など、様々な方策を検討すべき。</li> <li>○税制優遇措置のある退職個人勘定の創設などについても検討の必要あり。</li> </ul>

(出所)「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議報告」を基に、リソナ企業年金研究所作成。

(3) 厚生年金基金制度等の在り方

まず「代行制度の今後の在り方」については、「公的年金の保険料引上げや年金積立金の減少につながるリスクを持つ制度を存続させるべきではなく、一定の期間をおいて廃止すべき」という廃止論と、「健全に運営されている基金や健全化に向けて努力を続けている基金も数多くあることから、現場の努力を尊重し制度を維持すべき」「中小企業の企業年金を維持するとの観点から維持すべき」という存続論との両論が併記されました。

「代行部分の財政運営の在り方」のうち「最低責任準備金の在り方」については、代行給付費の計算に当たって用いられる係数（0.875）を見直すべきとされましたが、いわゆる「期ずれ」の解消や給付現価負担金の交付基準の見直しについては強い方向性は打ち出されませんでした。また、「代行割れ問題への対応」については、モラルハザードの防止に留意しつつ、特例解散における現行の納付額の特例措置や連帯債務の仕組みを見直すことを検討すべきとされました。とりわけ連帯債務の問題については、解散後も国と基金との間の債権・債務関係が続く現在の仕組みを見直し、解散時に各事業所の債務が確定できるようにすることを検討すべきとされました。

最後に、「中小企業の企業年金の在り方」については、「給付設計の弾力化や制度運営コストの低減を図るための規制緩和および税制改正」など様々な方策を検討すべきとされたほか、「税制優遇措置のある退職個人勘定の創設」なども、諸外国の例も参考にしつつ検討していく必要がある旨が明記されています。

5. 有識者会議報告を受けたパブリックコメントの実施および制度改正

上記の有識者会議報告で示された改定の方向性に沿って、厚生年金基金の資産運用規制の見直しおよび財政運営ルールの見直しに係るパブリックコメントが順次実施されました。

(1) 資産運用規制見直しに係る制度改正

資産運用規制見直しに係る意見募集は7月13日から8月20日まで実施され、9月26日に意見募集結果の公表および関連する省令・通知の公布・発出が行われました。改正項目および内容は、前述の有識者会議報告をほぼ踏襲したものとなっており、施行日が一部延期となった以外はほぼ原案通りの改正となりました（表3）。

<表3> 厚生年金基金の資産運用規制見直しに係る制度改正の概要

項目	内容	施行日
ガイドラインの目的	厚生年金基金が公的年金の一部を代行していることを踏まえ「リスク管理に重点をおいた運用が必要である」旨の追加	平成24年9月26日 (通知発出日)
政策的資産構成割合	政策的資産構成割合（基本ポートフォリオ）の策定義務化	平成25年4月1日
運用の基本方針	・「集中投資に関する方針」の策定義務化 ・オルタナティブ投資を行う場合の留意事項（運用基本方針に定める事項、運用受託機関選任時の留意事項、運用戦略等の確認事項）の追加・規定化	平成25年4月1日
運用の委託	・運用受託機関の選任に係るヒアリングの留意事項 ・定量評価の基準の追加（リスク等への留意） ・定性評価の基準の追加（投資方針、組織及び人材、運用プロセス、事務処理体制、リスク管理体制、コンプライアンス）	平成24年9月26日 (通知発出日)
運用コンサルタント等の利用	・契約締結可能な運用コンサルタント等の要件追加（金融商品取引法上の投資助言・代理業登録業者） ・契約締結時の、当該運用コンサルタント等と他の運用受託機関との契約関係の有無の確認	平成25年4月1日
研修等	管理運用業務に携わる役職員の資産運用に係る研修の受講義務化	平成25年4月1日
理事等の禁止行為	基金役職員の職務に係る倫理規程の策定義務化	平成24年9月26日 (通知発出日)
資産運用委員会	・資産運用委員会の構成員に「専門的知識及び経験を有する学識経験者・実務経験者」の追加義務化 ・資産運用委員会の議事の記録および保存ならびに直近の代議員会等への報告義務化	平成25年4月1日
その他	・代議員会への報告事項の追加（運用受託機関の選任状況、評価結果、リスク管理状況ならびに役職員の研修受講状況等） ・加入員等への周知事項の追加（資産運用委員会の議事など）	平成25年4月1日

(出所)「厚生年金基金規則及び『厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて』(通知)の一部改正について」を基に、リソな企業年金研究所作成。

## (2) 財政運営ルール見直しに係る制度改正

財政運営ルール見直しに係る意見募集は、① AIJ 投資顧問に投資残高のある厚生年金基金に関する特例的扱いおよび②有識者会議報告を受けた財政運営基準等の見直し、の2点に大きく分けられます。このうち、①については代議員会シーズンに間に合わせるよう改正する必要があったことから、当初は7月27日から8月10日までと極めて短い募集期間でしたが、その後、②に係る事項については意見募集期間が8月27日まで延期されました。意見募集結果の公表および関連通知の発出は、①に係る事項は8月29日に、②に係る事項は9月26日にそれぞれ実施されました。

改正項目は、前述の有識者会議報告のうち、厚生労働省の裁量により改正可能な「予定利率引下げ」「給付減額の手続の明確化」など省令・通知レベルで規定された内容に留まっています(表4)。法令改正を要する「解散基準」「最低責任準備金の算出方法」等の項目については、社会保障審議会年金部会等にて検討される予定です。

<表4> 厚生年金基金の財政運営ルール見直しに係る制度改正の概要

項目	内容	施行日	
AIJに係る特例対応	AIJ投資顧問に投資残高のある厚生年金基金における決算の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>決算提出期限までに投資残高が確定しない場合、現金を除いて全損したのものとして、損益計算書の費用勘定の「運用損失」中「信託資産に係る当期運用損失」として計上し、平成24年度以降の投資残高が確定した年度に収入(損益計算書の収益勘定の「特別収入」中「雑収入」として計上する。</li> <li>決算提出期限までに投資残高が確定した場合は、確定額を計上する。ただし、決算手続き上の理由により、平成23年度決算では確定しなかった場合と同様に現金を除いて全損したのものとし、平成24年度決算において収入として計上することも可。</li> </ul>	平成23年度決算から
	AIJ投資顧問への投資による損失額への掛金対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>AIJ投資顧問への投資による損失額に係る積立不足の償却について、最大20年の償却期間を最大30年に延長する。</li> <li>特別掛金の段階引上げを用いる場合の最大5年の段階引上げ期間を最大10年に延長する。</li> </ul>	平成24年8月29日(通知発出日)
有識者会議を受けた見直し	予定利率の引下げの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>予定利率の引下げにより生じる積立不足の償却について、最大20年の償却期間を最大30年に延長する。</li> </ul>	平成24年9月26日(通知発出日)
	給付減額の手続の明確化・簡素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>理由要件のうち「母体企業の経営悪化」および「掛金負担困難」を「掛金負担困難」に一本化し、該当基準を明確化する。</li> <li>受給者減額時に希望者に対して支給する一時金について、複数の選択肢を設けることを認める。また、減額の対象を同意者のみとする場合は、当該一時金の措置を講じないこととする。</li> <li>減額の選択肢を追加する規約変更であって、かつ、変更前後の総給付現価および各加入者、受給者の最低積立基準額が下がらない場合、給付減額として取り扱わないことを明示する。</li> </ul>	平成24年9月26日(通知発出日)

(出所)「確定給付企業年金法施行規則及び関連通知並びに厚生年金基金関連通知の一部改正について」を基に、リソナ企業年金研究所作成。

## 6. 「特別対策本部」第7回会合における決定事項について

9月28日、厚生労働省「特別対策本部」第7回会合が開催され、以下に掲げる5項目が「決定事項」とされました。

1. 厚生年金基金の代行制度については、他の企業年金制度への移行を促進しつつ、一定の経過期間において廃止する方針で対応する。
2. 今後、持続可能で、中小企業などが加入しやすい企業年金を構築するための施策を積極的に推進する。
3. 代行割れ問題への対応として、「連帯債務問題」や「債務額の計算方法」など、特例解散制度の見直しをはかる。
4. 本年10月中に社会保障審議会年金部会の下に専門委員会を設置し、同委員会に厚生労働省の「厚生年金基金制度改革試案」を提示し、同案に対する検討を行い、年内を目途に年金部会としての成案を得る。
5. 同成案に即した法制化作業を進め、次期通常国会における厚生年金基金制度改革のための法案提出をめざす。

## 厚生年金基金をめぐる昨今の諸情勢について

有識者会議報告および与野党の報告・提言内容を比較すると（表5）、民主党が4月に公表したWT中間報告において厚生年金基金制度の将来的な廃止を既に明示していることから、今回の特別対策本部の決定は、政権与党の意向を受けたものであることがうかがえます。

しかし、厚生年金基金制度の廃止は、今後の政治情勢等を勘案すると、様々な紆余曲折が予想されます。厚生年金基金の代行部分は、平成23年度末で1兆1,100億円の積立不足が存在します。現在の厳しい景況下において、加入企業が当該積立不足を穴埋めすることは多くの困難を伴いますし、一方で厚生年金本体の財政を穴埋めに充てることには、厚生年金基金に加入していない企業からの強い反対が予想されます。

また、パブリックコメントの結果公表および通知改正からわずか2日後に当該方針を打ち出すことは、有識者会議報告書において両論併記とされた内容から一方的に判断を変更するものです。健全に運営している基金や健全化に向けて努力を続けている基金も多くあるなか、制度の一律廃止を強いることは、現在の年金受給者の給付だけでなく加入員の老後の生活設計をも脅かす恐れがあり、また、多くの中小・零細企業から社外積立型の退職給付制度の実施機会を奪う結果を招きかねません。このような観点からも、厚生年金基金の廃止方針には多くの反対が予想されます。

＜表5＞厚生年金基金制度に関する有識者会議報告および与野党報告・提言の内容比較

	有識者会議報告 (7月6日公表)	民主党WT中間報告 (4月24日公表)	自民党PT提言案 (6月13日公表)
厚生年金基金制度の在り方	○廃止・維持の両論併記	○一定の経過期間終了後廃止 ・解散 ・DCまたはDBに移行 ○中小企業における退職金・企業年金普及の観点から企業年金の規制緩和も検討	○代行選択制度の導入 ・代行継続 ・代行返上 ・基金解散
解散要件	○解散基準の緩和や、指定基金制度と組み合わせつつ一定の要件を定めて解散命令を機動的に発動する	○大幅に緩和	○理由要件（赤字企業5割以上等）の廃止 ○手続要件の緩和 ・事業主の同意：3/4→1/2 ・加入員の同意：3/4→1/2
最低責任準備金、解散時返還額等について	○代行給付費の計算に使用する指数（0.875）の見直し ○「期ずれ」「給付現価負担金の交付基準」にも言及 ○代行割れ部分は母体企業が責任を持つべきだが、問題を先延ばしせず早急に制度的な対応を行う必要あり	○厚生年金本体や公的資金による損失補填は行わない ○本業の業況に問題がない中小企業には、公的融資や信用保証が受けやすくする措置を講じる	○基金の返還額を、積立水準に応じ「最低責任準備金」、「減額責任準備金」、「第二減額責任準備金」とする ○破綻懸念基金への「あるだけ解散」の容認 ○支払保証事業からの優先的拠出については慎重判断
特例解散時の連帯保証	○特例解散における納付額の特例措置や連帯債務の仕組の見直しを検討すべき	○連帯保証金額の上限設定 ○分割払負担金の劣後ローン化	○特例解散時の連帯保証制度の廃止
給付減額要件	○緩和・現状維持の両論併記	(記載なし)	○手続要件の緩和 ・加入員の同意：2/3→1/2 ・受給者の同意：2/3→1/2

(出所) 各種資料を基に、リソナ企業年金研究所作成。

## 7. おわりに

少子高齢化の進展に伴い公的年金のスリム化が避けられないなか、公的年金を補完し、サラリーマンの老後所得保障を担う企業年金（3階部分）の役割は、ますますその重要性を増しています。その意味からも、広く退職給付制度の機能の充実および役割の強化を図るべきではないでしょうか。

本件については、制度廃止ありきや負担回避ありきではなく、年金受給者および加入員の受給権の保護や、中小・零細企業における企業年金の普及等に配慮しつつ、持続可能な制度の構築を目指すのがあるべき姿ではないでしょうか。

りそなコラム

老齢厚生年金の支給開始年齢引上げと支給繰上げ

第31回のコラムのテーマは「老齢厚生年金の支給開始年齢引上げと支給繰上げ」について、厚生年金基金を担当している銀行の新人営業マン「Aさん」と、その上司「B部長」との間のディスカッションです。

Aさん：今日取引先の厚生年金基金を訪問しましたが、職員の皆さんが「いよいよ来年から支給開始年齢の引上げが実施されるので、事務が複雑になりますね。」という話をされていました。

B部長：そもそも老齢厚生年金の支給開始年齢引上げは、平成12年法改正により平成14年4月から施行されたのだけど、当時は規約変更等の対応を行っても実感が沸かなかったものだよ。本当にいよいよという感じだね。

Aさん：平成14年時点で、既に規約変更を実施済みなんですか？

B部長：そうか、君は基金の担当になったばかりだから、当時の事を知らないんだね。平成14年4月は、「被保険者資格の延長（65歳⇒70歳）」「支給開始年齢引上げ」「高在老制度の導入」「支給繰上げ制度の導入」といった大幅な改正が施行されたから、厚生年金基金の規約変更もその時点で対応したんだよ。

Aさん：規約変更から10年以上経った今になって、初めて対象者が発生するんですね。ところで、支給開始年齢引上げの話題の中で、給付担当者の方が「基金の独自の上乗せ給付である加算部分の取扱いはどうなるのかしら？」ということをおっしゃっていたのですが、適切な回答ができませんでした。

B部長：そうか。ところで、厚生年金保険本体の支給開始年齢引上げの内容は理解しているかな？

Aさん：はい。生年月日別・男女別に段階的に支給開始年齢が61～65歳まで引き上げられ、男性は平成25年度から平成37年度にかけて、女性は平成30年度から平成42年度にかけて引き上げられるんですよ。

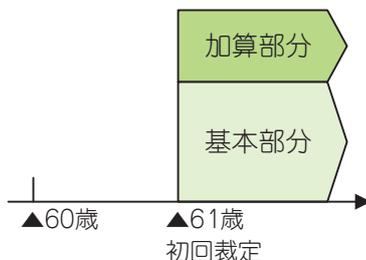
B部長：そのとおり。よく理解しているじゃないか。

Aさん：基本部分だけの取扱いであれば、厚生年金保険本体と同様の取扱いとなる事は理解できるのですが、加算年金がある場合の取扱いが、恥ずかしながら整理できていません。

B部長：代行型基金の退職年金や、加算型基金における第2種退職年金の場合は、君の言うとおり、国と同様の取扱いとなるんだ。資格喪失者であっても加入員であっても、今まで60歳で受給権を取得していたものが、今後は段階的に61歳～65歳に引き上がっていくんだ。問題は、加算型基金における第1種退職年金なんだけど、この場合、資格喪失者と加入員とでは、次のように取扱いが変わってくるんだ※。

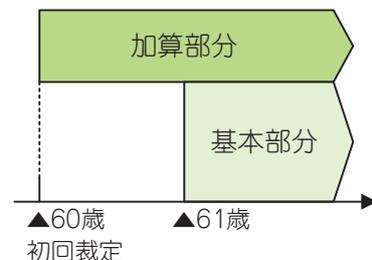
◎加入員の場合

※国の支給開始年齢61歳の事例



◎資格喪失者が60歳に到達した場合

※国の支給開始年齢61歳の事例



Aさん：加入員（在老者）の場合は、国の支給開始年齢にあわせて61歳から基本部分・加算部分とも支給開始となる一方で、資格喪失者の場合は、加算部分は60歳から、基本部分は61歳からと、支給開始年齢がばらばらになるんですね。

B部長：そのとおり。第1種退職年金の場合、資格喪失者であるか加入員であるかによって初回裁定時期が異なり、さらに資格喪失者は基本部分と加算部分とで支給開始年齢が異なるんだ。

Aさん：それでは、資格喪失者の場合は、60歳時点で初回裁定を実施して、61歳時点で額改定を行うのですか？

B部長：いや、60歳時点で「基本部分を61歳から支給開始する」という裁定を実施するので、61歳時点では額改定のための手続は不要なんだ。ただし、61歳時点で初めて国の受給権を取得することになるので、61歳時点で国の年金証書の回収や政府負担金対象の指図が必要となってくる点に注意が必要だね。それに、支給開始年齢の引上げにあわせて「支給繰上げ」も可能となるので、その点も考慮する必要があるんだ。

Aさん：支給繰上げとは、

- ・60歳以降国の支給開始年齢に到達するまでの間、年金の繰上げ受給が可能になる。
- ・繰上げ支給後の年金額は、繰上げ期間に応じて減額される。
- ・減額分は、「本来の基本年金額×0.5%×繰上げ月数」というものですね。

B部長：そのとおり。支給繰下げの反対のイメージだが、支給停止額等を勘案したうえで繰下げ加算額を算出する必要がある支給繰下げに比べると、単純に「年金額×0.5%×繰上げ月数」を減額すればよい支給繰上げの方が、年金額算出のうえでは簡単かもしれないね。

Aさん：「国の年金だけ繰上げて、基金は繰上げない」とか、「国の年金は繰上げず、基金だけ繰上げる」という設定は可能なのですか？

B部長：その点も支給繰下げと考え方は同じだよ。「国の年金の繰上げている場合は、基金も繰上げる」というルールなので、国の年金を繰上げ請求した場合、基金も必ず繰上げする必要があるんだ。

Aさん：そうすると、基金における繰上げ対象者の把握が重要になってくると思うのですが、受給者からの請求に頼るしかないのでしょうか？

B部長：いや、企業年金連合会から国の年金の繰上げ請求者情報が提供される予定なので、受給者からの請求がなくても、対象者の把握は可能だよ。

Aさん：支給繰上げで特に留意が必要な点は他にありますか？

B部長：支給繰上げでは、特に次の2つの額改定に留意が必要なんだ。

①繰上げ支給から本来の支給開始年齢到達までの間の喪失改定

⇒繰上げ対象者が本来の支給開始年齢到達までの間に資格喪失した場合、喪失改定を行う基金と喪失改定を行わない基金がある（注：基金規約により異なる）。

②本来の支給開始年齢到達に伴う額改定

繰上げ対象者が本来の支給開始年齢に到達した時点で額改定を行う。

Aさん：①は、今までは喪失改定を必ず実施しなければならなかったものが、今後は行わないパターンも生じるという事ですね。また②は、今までにないタイミングで額改定を行う必要が生じるという事ですね。

B部長：そうだね。特に①については、基金規約によって取扱いが異なるので、先ずはお客さまの基金の取扱いを事前に確認しておく必要があるね。

Aさん：規約変更自体を10年以上前に実施しているという事は、その当時から常務理事や担当者が変更となっている事も十分考えられるので、私も担当基金の制度内容をしっかりと把握したうえでご説明できるよう準備しておきます。ありがとうございました。

企業年金ノート No.534

平成24年10月 りそな銀行発行



信託ビジネス部

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟

TEL:03(6704)3384 MAIL:Pension.Research@resonabank.co.jp

※りそな銀行「りそな企業年金ネットワーク」でもご覧いただけます。

<https://resona-nenkin.secure.force.com/>

りそな銀行は、企業年金に関する情報発信のポータルサイト「りそな企業年金ネットワーク」を開発しております。

会員専用サイトの閲覧をご希望の場合は、弊社営業担当者または上記問合せ先までお問い合わせください。

受付時間…月曜日～金曜日 9:00～17:00（土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。）